

郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒

請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和 年 月 日執行の

において

次の滞在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所 (〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

十和田市 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大正・昭和・平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

十和田市選挙管理委員会委員長 欠畠 茂治 宛

備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 2 投票用紙等は滞在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提示すること。

※ 郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求をすることができるるのは、選挙期日前4日まで